

資料

妙高市早期療育施設「ひばり園」の取組

五味川 園子*・田中 郁子**・阿部 幸一***

I はじめに

早期療育施設ひばり園は、妙高市が設置、運営する相談支援事業所と児童発達支援事業所の機能を有する施設である。

現状に至る法的な経緯は以下のとおりである。

(1)「平成12年に、社会福祉法が成立し、第2種社会福祉事業に、後の相談支援事業につながる身体障害・知的障害・障害児相談支援事業が法制化された。」(2)「平成17年には、障害者自立支援法において、相談支援は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対応する『相談支援事業』という名称で初めて使用され、サービス利用計画の作成が明記された。」(3)「平成25年4月、障害者総合支援法が施行され、その中で相談支援体系が見直された。」(4)「平成27年からサービス等利用計画の対象が拡大し、障害福祉サービス等を利用する、すべての障害がある人にサービス等利用計画の作成が義務付けられた。」

(山内・望月, 2015)

これらを受け、妙高市においては、平成27年4月にひばり園内に相談支援事業所を設置し、相談支援専門員を配置している。当相談支援事業所は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所である。

一方、児童発達支援は、障害者自立支援法の児童デイサービスとして行われていたが、平成24年の児童福祉法改正により、障害児通所支援の1つに位置付けられた。児童発達支援については、児童福祉法第六条の二の二の2に「この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」と規定されている。ひばり園は、これら相談支援と児童発達支援の両方を有した、乳幼児を対象とする施設として重要な役割を担っている。

II 設立の経緯と沿革

- ・昭和53年6月 市民センターで新井市母子教室ひばり園開設 公民館2階と市民センター和室を会場に月1回開催
- ・昭和54年度 月2回開催
- ・昭和55年度 ひばり園保護者会が実施主体となり、旧老人憩いの家で月4回開催

- ・昭和57年度 開園場所を福祉の家に変更し月8日開催
- ・昭和58年度～ 月12回開催
- ・平成4年10月～ 新井ふれあい会館に移転し月8回開催
- ・平成5年度～ 月12回開催
- ・平成8年度～ 月12回開催 実施主体は新井頸南ひばり園保護者会となる。
- ・平成11年度 障害児通園デイサービス事業の指定を受ける。
- ・平成17年4月 妙高市誕生(新井市・妙高高原町・妙高村合併)
- ・平成20年4月 妙高市組織機構改組のため、子育て支援課からこども教育課へ移管される。
- ・平成26年12月 旧第二保育園を改修後、ひばり園を移転
- ・平成27年4月 相談支援事業所を設置し、相談支援専門員を配置する。
- ・令和2年4月 専任の園長配置

III 組織と活動

1 相談支援事業所について

(1) 事業の目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、また、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス等利用計画を作成する。(妙高市早期療育施設ひばり園「特定相談支援事業」・「児童相談支援事業」重要事項説明書より)

「サービス等利用計画とは、相談支援専門員によって作成されるものであり、障害のある人が、住み慣れた地域で、その人らしく暮らすため地域の社会資源等を活用して暮らすための計画である。」(山内・望月, 2015)

サービス等利用計画(案)の例を表1に示す。

(2) 開所日時

月曜から金曜の午前9時から午後16時まで

(3) スタッフ

相談支援専門員2名(内1名は事業所管理者を兼ねる。)

相談支援専門員は、利用者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援を行っている。具体的には、サービス等利用計画(案)の作成、関係機関との連絡・調整、利用者(家族を含む)への助言などを主な役割としている。

(4) 妙高市との契約手続きの流れ

当事業所は妙高市が設置、運営しているため、市との契約手続きが必要となる。本来は、利用者が手続きを行うが、利用者は乳幼児なので保護者又は家族と以下のような流れで契約手続

* ひばり園園長
 ** ひばり園児童発達支援事業所児童発達支援管理責任者
 *** ひばり園相談支援事業所相談支援専門員

表1 サービス等利用計画(案)

参考

サービス等利用計画(案)								
利用児氏名	〇〇 〇〇 様	区分		相談支援事業所名	妙高市早期療育施設 ひばり園			
障害福祉サービス受給者証番号	妙高市	利用者負担上乗額		計画作成担当者	〇〇 〇〇			
地域相談支援受給者証番号	妙高市	計画作成日	R4. 5. 10	モニタリング期間(開始年月)	R4. 1. 1			
利用児及びその保護者の生活に対する意向(希望する生活)	・集中力が身に付くようになってもらいたい。 ・他人の話を、目を見て最後まで聞けるようになってもらいたい。							
総合的な援助の方針	集中力を高めるように、就学準備トレーニング『のびのび教室』を通してお手伝いさせていただきます。							
長期目標	他人の話を最後までよく聞いて行動できるようになります。(利用児) 本児の発達について理解を深めることができます。(保護者)							
短期目標	のびのび教室でやることや新しい友達に慣れます。(利用児) 本児の課題について知ることができます。(保護者)							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人・保護者の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(電話)			
1	指導者の指示をよく聞いて、ルールを守って行動できるようになることです。	話の聞き方や姿勢に気を付けるように、声掛け等を行います。	1年	児童発達支援 のびのび教室(月2日) 〇〇こども園(週5日)	ひばり園(72-9418) 〇〇こども園(77-〇〇〇〇)	子供さんと話をしていた だき、ひばり園でうまく できたことについてほめ ていただきます。	6か月	
2	課題に従って、鉛筆で書くことや文房具の使い方が円滑に出来るようになります。	机上の整理整頓、文房具の使い方などを課題に沿って支援します。	1年	児童発達支援 のびのび教室(月2日)	ひばり園(72-9418)	プリントに目を通して いただき、よくできてい たらほめていただきます。	6か月	
3	みんなと一緒に学校生活がスムーズに過ごせるように、就学の準備ができるようになります。(家族)	就学のこと、保護者が関係者と一緒に考えることができます。	1年	児童発達支援 のびのび教室(月2日) 〇〇こども園(週5日) (教育支援委員会)	ひばり園(72-9418) 〇〇こども園(77-〇〇〇〇)	在籍園やひばり園、(教育 支援委員会)等とよく話 をして、就学に備えてい ただきます。	6か月	
この計画について相談をし、説明をふまえ同意しました。								
同意年月日 年 月 日						児童名		
						保護者名		

きを進めている。

- ① 利用者は児童発達支援事業所の療育活動を見学したり、体験したりして、児童発達支援事業所利用の有無を決定する。
- ② 利用希望のある場合、相談支援事業所で重要事項の説明を受け、契約書と申請書に必要な事項を記入する。相談支援専門員は、利用者からの聞き取りを行い、サービス等利用計画(案)を作成する。
- ③ 利用者は、サービス等利用計画(案)に同意する場合は署名する。利用者にはサービス等利用計画(案)の写しを交付する。
- ④ サービス等利用計画(案)作成から数か月後、利用者の状況について聞き取りを行い(モニタリング)、サービス等利用計画の見直しを行う。その後、モニタリング報告書を作成する。
- ⑤ 利用者はモニタリング報告書の説明を受けた後、その内容に承諾する場合は、モニタリング報告書に署名する。
- ⑥ 利用者の誕生日に契約を更新する。その場合、更新申請書を提出する。更新することにより、児童発達支援事業所を継続して利用することができる。サービス量を変更する場合は、変更手続きが必要となる。変更は随時行うことができる。

(5) 相談支援事業所の活動の実態

① 月別相談件数

以下、記録が残っている平成30年度からの月別相談件数をグラフ化したものを図1から図4に示す。

各棒グラフは、下から新規契約者数、契約更新者数、契約変更者数、モニタリング件数を表している。

過去4年間のデータからは、年度によって月毎の相談件数にばらつきがあり、どの月に相談件数が最も多いという傾向は把握できない。

また、契約、更新とモニタリングは多いが、変更は少ない傾向にある。どの年度も4月の相談件数が少ない。4月は、児童発達支援事業所において、ことばの教室(令和4年度からは「ことばの相談室」に名称を変更)と親子プレー教室の2教室しか開設していないためである。新しく契約する(新規)件数は、5・6月に多い傾向にある。ひばり園ではこの時期に、妙高市内のすべての保育園・こども園を巡回して、利用対象者にひばり園の利用を勧めているからである。また、10月に多いのは、入園した幼児の実態把握が進み、保育園・こども園が保護者面談を通してひばり園の利用を勧めているためと推察することができる。

② 年度ごとの相談件数

相談支援専門員は2人体制で相談業務に当たっている。図5のグラフは、2人で1年間に行った、年度別専門員別相談件数を表している。

このグラフから、年度によって相談件数に多少の増減は見られるが、平成29年度から相談件数が漸増していることが分かる。

(6) 他事業所との連携

ひばり園の利用者は、当該園の児童発達支援事業所を利用することが基本である。ごく僅かな保護者ではあるが、他市の児童発達支援事業所の利用を希望する場合がある。その場合、相談支援専門員は、保護者が希望するサービスを利用できるように、他の児童発達支援事業所と連絡を密に取り合っている。

2 児童発達支援事業所について

(1) 運営方針

事業所は、利用者等の意向、適性、特性その他の事情を踏まえた児童発達支援計画を作成し、これに基づき利用者等に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継

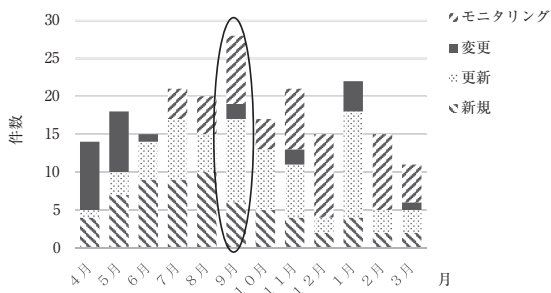


図1 平成30年度 月別相談件数

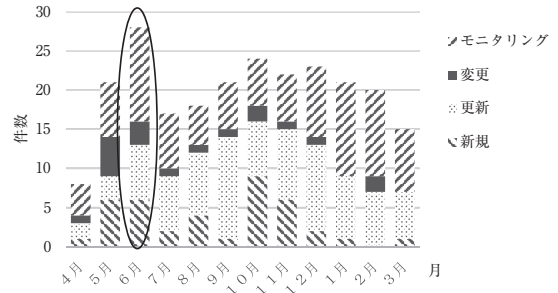


図4 令和3年度 月別相談件数

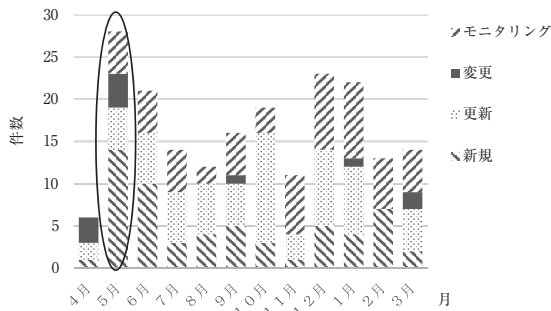


図2 平成31年度・令和元年度 月別相談件数

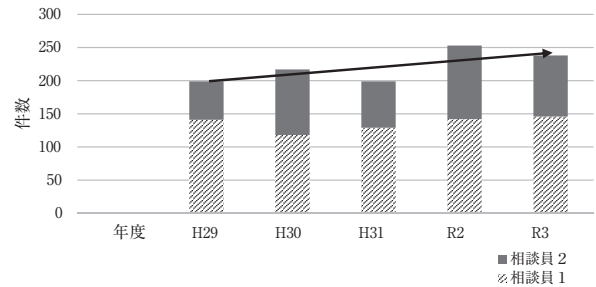


図5 年度別・相談員別件数の推移

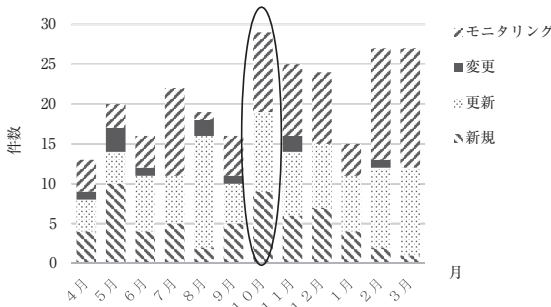


図3 令和2年度 月別相談件数

統的な評価を行い、適切かつ効果的な指定児童発達支援を提供するものとする。(妙高市早期療育施設ひばり園《児童発達支援事業》運営規程第2条2, 2022)

(2) 対象

原則として妙高市内に在住し、心身の発達に心配のある0歳児から就学前の乳幼児と保護者

(3) 開所日時

月曜から金曜の9時30分から17時まで

(4) スタッフ

・園長(管理者)1名 ・教頭1名(家庭児童支援専門員を兼ねる) ・児童発達支援管理責任者1名(家庭児童支援専門員を兼ねる。) ・指導員4名(正職の保育士1名, 会計年度任用職員の保育士3名)

(5) 療育活動の実際

① 親子プレー教室(0歳児～2歳児)

ア 目的

自分のことは自分でやろうとする力や友だちと一緒に活動や遊びをやってみようとする力、保育園やこども園という集団生活に入ったときに必要な生活の基礎などを、さまざまな経験を通して育てる。

イ 主な内容

遊び、友だちとのかかわり、生活全般の自立訓練

ウ 活動日時

火曜日(毎週) 9:30~12:00

木曜日(毎週) 9:30~11:15

金曜日(毎週) 9:30~11:15

令和4年度(これ以降の教室の状況についてはすべて令和4年度とする。)の親子プレー教室は、利用登録者は13名で、指導は、メインティーチャー(以下、MT)1名、サブティーチャー(以下、ST)5、6名で行っている。利用者13名は、火曜日、木曜日、金曜日に別れて利用し、ひと月の利用回数も一人一人が異なる。月1、2回外部講師による音楽療法や運動療法の日を設けている。また、年2回、ひばり園の行事として、8月に「夏祭り」、12月に「クリスマス会」を実施している。親子プレー教室のデイリープログラムを表2に、小集団指導の様子(体操)を写真1に示す。

② 3歳児教室

ア 目的

親子プレー教室に同じ。

イ 主な内容

遊び、友だちとのかかわり、集団活動

ウ 活動日時

月曜日(月2日) 9:30~11:30

3歳児教室は、2グループに分かれている。利用登録者は、

表2 親子プレー教室デイリープログラム（食事指導がある場合）

時間	活動内容
9:30~10:00	登園・出席シール貼り・自由遊び・片付け
10:00~11:15	排泄・体操・雑巾がけ・はじめの会（歌・あいさつ） 専門療育（音楽遊び、楽器遊び、サーキット、制作、運動等）
11:15~12:00	食事指導・歯磨き・片付け・おわりの会（歌・あいさつ）
12:00~	身支度、降園

※木・金曜日はおやつを食べて11:15降園

表3 3歳児教室・4歳児教室デイリープログラム（食事指導がある場合）

時間	活動内容
9:30~10:00	登園・出席シール貼り・自由遊び・片付け
10:00~11:30	排泄・雑巾がけ・しごと・手で遊ぼう・はじめの会 専門療育（音楽遊び・サーキット・制作・運動等）
11:30~12:30	食事指導・歯磨き・帰りの会（歌・あいさつ）
12:30~	身支度・降園

※食事が無い場合は、11:30降園



写真1 親子プレー教室

写真2 3歳児教室



写真3 4歳児教室

写真4 のびのび教室

1グループが4名、2グループが4名である。各グループの指導はMT 1名、ST 3、4名で行っている。3歳児教室のデイリープログラムを表3に、小集団指導の様子（手で遊ぼう）を写真2に示す。

③ 4歳児教室

ア 目的

友だちと一緒に協力して活動する力や、先生や友だちとやり取りできる力、保育園やこども園という集団生活に必要な生活の基礎などを、さまざまな経験を通して育てる。

イ 主な内容

遊び、友だちとのかかわり、集団活動

ウ 活動日時

水曜日（月2日）9:30~11:30

4歳児教室も2グループに分かれている。利用登録者は、1グループが6名、2グループが7名である。指導は、MT 1名、ST 3、4名で行っている。3歳児教室と4歳児教室は、年間19日プログラムを組み、その中で音楽療法を取り入れている。また、年2回イベント的に園舎全体を使って、遠足ごっこや冒険サーキットなどダイナミックな活動も行っている。3歳児教室で経験してきたことが基礎となり、4歳児教室ではその基礎の上に更にさまざまな力となって積み重なるように支援している。

親子プレー教室、3歳児教室、4歳児教室はいずれも家族と乳幼児と一緒に活動に参加し、子どもの実態や成長を把握・確認したり、子どもへの対応を肌で学んだりしている。4歳児教室のデイリープログラムを表3に、小集団指導の様子（はじめの会）を写真3に示す。

④ 就学準備トレーニング「のびのび教室」

ア 目的

就学前の発達支援が必要な幼児にルール性の高い活動を多く経験させながら集団生活への適応能力を高めていく。

イ 主な内容

小学校生活の事前体験（友だちとのやり取り、ルール性のある遊び、文字や数字への興味関心と正しい理解など）

ウ 活動日時

木曜日（月2日）13:30~15:30

金曜日（月2日）13:30~15:30

のびのび教室は、4グループに分かれ、1グループ6名編成となっている。一人一人に机と椅子を用意し、MT 1名、ST 4名で小学校生活を意識した支援を行っている。そのため、保護者は他の教室のように子どもと一緒に活動することはなく、観察室でモニターやマジックミラー越しに子どもへの支援の方法やかかわり方を学んでいる。年2回前期と後期に教室の直接参観や保護者面談を実施し、指導員の思いを伝えたり、保護者の悩みや困り感に寄り添った相談を行ったりしている。また、就学に向けて、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの説明、教育支援委員会による心理検査結果や判断結果のフォローなども行っている。のびのび教室のデイリープログラムを表4に、小集団指導の様子（おわりの会）を写真4に示す。

⑤ 言語療法「ことばの相談室」

ア 目的

「ことばがはっきりしない」「どもる」「ことばが遅い」「発音がおかしい」など言葉の悩みについて、遊びを通して指導を行う。

イ 内容

3歳児は、言葉の療育相談を基本としているが、吃音や重度

表4 のびのび教室デイリープログラム

時間	活動内容
13:30~14:00	はじめの会（あいさつ・天気・月日・曜日・活動予定の確認）
14:00~14:45	たいそう あそび（ジャンケンゲーム、大縄跳びなどルール性のある遊び）
14:45~15:00	べんきょう（個別課題：プリント）
15:00~15:30	おわりの会（連絡帳書き・あいさつ）

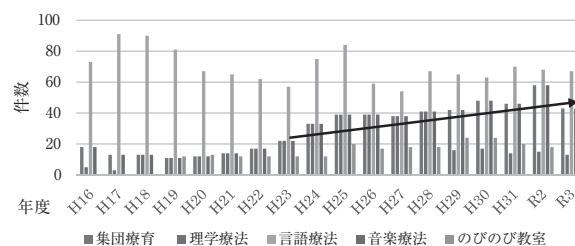


図6 年度別・療法別利用者登録者数の推移



写真5 ことばの相談室

の構音障がいの場合は継続して指導を行う。4歳児以上は発音指導を行う。

ウ 指導日時

毎週火曜日の13時から17時までの時間帯に月1日、2日の利用で個別指導を行っている。幼児一人の指導時間は40分である。

エ スタッフ

3人の言語指導員で3つある相談室が同時展開している。

ことばの相談室は、幼児と指導員が1対1で指導を行い、その様子を家族が近くで参観するという形をとっている。家庭で取り組むことができる指導内容については、指導員から家族が指導を受け、家庭で実践している。利用者は発音が改善されたと判断された場合には、年度途中でも通室は終了となる。個別指導の様子を写真5に示す。

⑥ 子育て相談（親子プレー教室～ことばの相談室）

子育てに関する悩みや不安など様々な内容の相談に随時対応している。

図6は、年度別・療法別利用登録者数を示している。

どの年度も言語療法の利用者が多い。平成23年頃から、言語療法以外の利用者が増えてきている。

ひばり園は、のびのび教室以外は年度途中でも利用者を受け入れているため、年度末に向けて利用者数は多くなる。

(6) 巡回相談の実施

年に2回、春季と冬季に、妙高市内のすべての保育園・こども園（令和3年度は11園×2回）を訪問して、情報交換・相談を行っている。

参加者は、妙高市役所こども教育課から特別支援教育指導員、保健師、臨床心理士、家庭児童支援専門員が、ひばり園からは園長、教頭、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員が参加している。

(7) 関係機関との連携

① 上越教育大学との連携

上越教育大学の大学教員がのびのび教室や4歳児教室、親子プレー教室の子どもたちの様子を参観し、保護者や指導員等にアドバイスを行っている。また、保育園・こども園を巡回訪問し、園への支援も実施している。

② こども教育課子育て支援係（保健師、家庭児童支援専門員・臨床心理士）・医療機関との連携

乳幼児健診、1歳児訪問（家庭訪問）を通して、家庭児童支援専門員・保健師が保護者と面談し、療育相談（保健所において6回）を勧めたり、ケースによっては、ひばり園につなげたり、発達障がい専門外来への受診（県立中央病院初診のみ）を勧めたりする場合がある。また、4歳児教室利用者で希望した場合、臨床心理士による発達検査（新版K式）を実施し、検査結果の説明を行っている。

③ 保育園・こども園・教育支援委員会との連携

- ・園長、保育士による親子プレー教室、のびのび教室の参観
- ・ひばり園職員による保育園・こども園への訪問支援
- ・ひばり園園長による教育支援委員会の組織の説明、心理検査の勧め、委員として出席・情報提供

④ 小学校等との連携

- ・校長、教諭によるのびのび教室の参観と保護者面談
- ・就学予定の小学校等と個別支援計画による引継ぎ
- ・利用者が就学した小学校等の授業参観と情報交換

⑤ 言語指導員との連携

ことばの相談室を訪れる子どもは、言葉だけに課題があるのではなく、発達全体に遅れがあったり、発達に偏りが見られたりすることが少なからずある。その場合、家族に子どもの状態について説明し、ことばの相談室以外の教室につなげている。

(8) 「妙高市版個別支援ファイル」の説明・配布

妙高市は、新潟県の相談支援ファイルを参考に、妙高市版個別支援ファイルを作成した。このファイルは、障がいなどで支援が必要な方やその家族に対して、よりよい支援ができることを願って作成されたものである。基本的には、のびのび教室を利用している保護者に使い方を説明し、配布している。

IV 課題

1 相談支援事業所の課題

(1) 相談室の確保

利用者等と相談を行う専用の部屋がないという物理的な課題がある。現在は、相談員の執務室で相談を行ったり、療育活動

で使用していない部屋を利用したり、今ある施設を工夫して相談を行っているのが現状である。

(2) 専門性の向上

ひばり園内に児童発達支援事業所があるため、利用者のアセスメント、サービス等利用計画を作成するプランニング能力、事業所や地域等とのネットワークを築く力など、相談支援専門員として必要な専門性が育ちにくい。

(3) 期待される役割の遂行

相談支援の役割には、主に「ア：サービスを利用するしないにかかわらず、障がいのあるすべての方たちの相談に幅広く対応していく基本相談」、「イ：サービス等利用計画を作成する計画相談」、「ウ：基本相談を通して明らかになってきた地域の課題解決に向け、地域づくりに取り組むソーシャルワーク」の3つがあるが、現在は「イ」の役割を遂行しているに留まっている。

(4) 定着率の向上

相談支援専門員の入れ替わりが多く、長期に渡って相談業務に携わることができる人材が少ない。このことは、相談支援専門員の専門性にも大きな影響を与えている。

2 児童発達支援事業所の課題

(1) 受け入れ人数の調整

当園は乳幼児が通う唯一の児童発達支援事業所である。1日の定員数は20名（保護者を含む）と運営規程であらかじめ定められている。部屋の利用状況やスタッフの人数、利用者の支援の度合いを配慮しながら計画的に進め、希望者が多い場合は、保護者の了解を得て利用日数を調整している。

(2) 人材育成

スタッフは、保育士又は幼稚園教諭の免許状がある職員が配置されている。妙高市職員であるため、ひばり園と保育園・こども園（8園）間での人事異動がある。妙高市は、当園で療育活動を学ぶことによって特別支援教育の専門性を高め、市内の保育園・こども園に戻り、そのノウハウを生かした保育活動を行うことを目的としている。今後も専門性のある職員の育成、児童発達支援管理責任者の育成が課題である。

(3) 関係機関との更なる連携

小学校等へのスムーズな就学に向けて、妙高市教育委員会をはじめ、小学校、特別支援学校、市内の福祉施設や相談事業所、上越教育大学、医療機関等と連携していく。日常的にかわりのある保健師、家庭児童支援専門員と情報交換しながら、

必要に応じて支援者会議やケース会議等を開催する。合わせて、保育園・こども園への巡回相談や園訪問を行いながら、専門的な知識と経験に基づいた後方支援を充実させていく。

(4) 施設の老朽化と教材・教具の劣化

当園は平成26年に、閉園になった保育園に耐震工事や改修工事等を行った後、その年に移設されている。施設は、毎年少しずつ修繕を繰り返しながら使用している。保護者の事業所アンケートで指摘されているように、教材・教具は移設前から使用されているものもあり、年次計画で修繕や新規補充を予算化していきたい。

V おわりに

妙高市で唯一、乳幼児を対象とした相談支援・児童発達支援事業所としてさまざまな課題はあるものの、これらの課題を解決しながら家庭、保育園・こども園などと連携を深めるとともに、地域の期待に応え、早期療育施設ひばり園としての役割を果たしていきたい。

付記

資料を作成するに当たり、ひばり園相談支援事業所の立ち上げから7年間相談支援専門員としてその礎を作られた松岡義男前相談支援専門員をはじめ、児童発達支援事業所で直接乳幼児の療育にかかわる保育士の皆さんからご協力いただいた。記して感謝の意を表す。

また、妙高市の条例では、「しょうがい」を「障がい」、法律用語については、「障害」と表記し区別している。

文献

厚生労働省（2017）. 児童発達支援ガイドライン.

<<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>>（2022年8月26日）

細谷一博・永長明之・鳴海さちみ・木原美桜・村田穂佳・成田実香子・菊池美絵・根市ひかる・大橋桃子・高橋彩子（2012）大学と附属特別支援学校における「早期幼児支援教室」の取組. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 第18巻, 45-46.

山内健生・望月隆之（2015）障害のある人の相談支援事業の歴史の変遷とその目指すべきもの. 東洋大学福祉社会開発研究, 7号, 57-68.